

監査結果（包括外部監査）に係る措置通知書

市立病院		(平成 29 年度)
監 査 結 果 (指 摘 事 項)	改 善 措 置	
<p>5 会計 (2) 診療報酬請求管理の不備</p> <p>市立病院における入院レセプト保留台帳を閲覧すると、「症状詳記の記載遅れ」の保留事由が散見された。</p> <p>これは、担当医師による症状詳記の記載が遅れたことにより、診療行為のあった当月分の診療報酬請求に至らず、請求保留されているものであるが、診療行為自体は終了しているものであるから、1ヶ月を超えた症状詳記の記載遅れに合理的理由があるとは考え難く、診療報酬請求管理上の不備と認められる。</p>	<p>医師による症状詳記の記載については、これまで診療月の月末から翌月初めに行っていたが、月半ばや診療行為が終わった都度にも行うように改め、適時確認を徹底することとした。</p>	